

令和5年

目黒区教育委員会

第10回定例会会議録

(令和5年3月28日開催)

第10回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 令和5年3月28日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	関根義孝
	教育委員会教育長職務代行者	松村真理子
	教育委員会委員	川嶋春奈
	教育委員会委員	片山 覚
	教育委員会委員	若井田正文

出席職員	教育次長	谷合祐之
	教育政策課長	濱下正樹
	学校統合推進課長	関 真徳
	学校ICT課長	藤原康宏
	学校運営課長	香川知子
	学校施設計画課長	岡 英雄
	教育指導課長	寺尾千英
	教育支援課長	山内 孝
	統括指導主事	石邑由紀子
	統括指導主事	工藤邦彰
	生涯学習課長	高山和佳子
	八雲中央図書館長	伊藤信之

書記		田 渕 明 美
		森 高 健二郎

(議事日程)

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 19 号 | 目黒区教育委員会事務従事幹部職員の異動について |
| 日程第 2 | 議案第 20 号 | 目黒区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 3 | 議案第 21 号 | 目黒区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則 |
| 日程第 4 | 報告事項 | 令和 5 年第 1 回区議会定例会中の予算特別委員会での教育委員会に係る質問の答弁(要旨)について |
| 日程第 5 | 報告事項 | 令和 5 年度学校経営方針のプレゼンテーションについて(案) |
| 日程第 6 | 報告事項 | 学校運営協議会等設置に向けた検討状況について |
| 日程第 7 | 報告事項 | 目黒区立向原小学校等複合施設基本設計(素案)について(案) |
| 日程第 8 | 報告事項 | 目黒区立小中学校におけるプール施設整備の考え方について(案) |
| 日程第 9 | 報告事項 | 区立学校等の合理的配慮に関する法律相談の実施状況及び令和 5 年度実施予定について |
| 日程第 10 | 報告事項 | 油面小学校わかたけ学級及び大鳥中学校 7 組(肢体不自由特別支援学級)送迎バスへの安全対策の実施について |
| 日程第 11 | 報告事項 | 校内別室指導支援員配置モデル校事業の実施について |
| 日程第 12 | 報告事項 | 令和 5 年度めぐろ歴史資料館の企画展等について |

て

日程第 13 報告事項 教育委員会名義の使用承認状況について

資料配布

- ・令和 5 年 5 月行事予定表
- ・令和 5 年度教育行政運営方針
- ・令和 5 年度目黒区立学校・園の主な行事予定について
- ・令和 5 年度教育管理職の人事異動について
- ・めぐろ歴史資料館・文化財だより第 18 号

(午前9時30分開会)

- 教育長 令和5年第10回目黒区教育委員会定例会を開会します。
本日の欠席委員、欠席職員はいません。署名委員は、若井田委員です。
それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 議案第19号 目黒区教育委員会事務従事幹部職員の異動について)

- 教育次長 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等がありますか。
特にないようですので採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第19号は原案どおり可決します。
次に、日程第2を議題とします。

(日程第2 議案第20号 目黒区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則)

- 教育政策課長 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等がありますか。
特にないようですので採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第20号は原案どおり可決します。
次に、日程第3を議題とします。

(日程第3 議案第21号 目黒区個人情報保護に関する法律施行条例施行規則)

○教育政策課長 （資料により説明）

○教育長 この件についてご質問等がありますか。
特にないようですので採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

（全員挙手）

○教育長 全員賛成ですので、議案第21号は原案どおり可決します。
次に、日程第4を議題とします。

（日程第4 令和5年第1回区議会定例会中の予算特別委員会での教育委員会に係る質問の答弁（要旨）について（報告事項））

○教育政策課長 （資料により説明）

○教育長 この件についてご質問等がありますか。

○委員 埼玉県で中学校に不審者が侵入する事件が起きたことについて、このような事件が発生した際に、保護者に対する注意喚起や情報提供は現在行っていないと答弁されていますが、今後検討をお願いしたいと思います。

大きな事件が発生した際は、児童・生徒に対して、学校からも事件の話をしたり、注意喚起等を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、さすまた等防犯用具の整備、学校出入口の施錠によるカメラ付きインターホンや不審者侵入を想定した訓練等を講じていることについては感謝しています。引き続き宜しくお願いします。

○教育政策課長 今回、予算特別委員会での質問は、全国で発生する学校に不審者が侵入した場合や、子どもが巻き込まれる重大事件が発生した機を捉えて、保護者や地域の方に学校での防犯対策等の周知をしてはどうかというもので、教育委員会としての答弁では、学校へのさすまたの配備や防犯カメラの運用などについては区ホームページを通じて周知していますが、今回のような事件を通じて改めて区の出組や注意喚起は行っていない状況をお伝えしたところです。

今回の質問を受け、事件等の機を捉えた保護者等への周知について、改めて内容の充実、適切な周知時期が重要であることを認識したことから、学校防犯対策のホームページ内容や保護者連絡

システムを活用した周知の充実に努めるとともに、教育施策説明会などの機を捉えて、保護者や地域の方に丁寧に区の防犯対策への取組を伝えていきます。

○教育指導課長 日常生活で起こる事件・事故を受けて、子どもたちに安全指導を行う場合は、発生した事案の内容により、適切な指導者や指導場面を判断し、校種、発達段階に応じた指導を行っています。

また、子どもたちが自分の身を守るという視点をもって登下校できるよう、令和5年度から本格実施する「生命（いのち）の安全教育」と併せて指導していきます。

○委員 教員のICT活用に関する答弁の中で、来年度から、各小・中学校においてデジタルドリルやAIドリルを導入予定であるとのことですが、どのような教科で、どのように導入するのか教えてください。

また、午前5時間制に関する質問の中に、児童の中には、批判的な意見もあり、過去に新聞に掲載されたとのことですが、いつ頃の新聞に、どのような意見が掲載されたのか教えてください。

○教育指導課長 1点目の小・中学校で導入を予定しているデジタルドリルについて、小学校では第1学年から第6学年の国語科、算数科、理科、社会科の4教科について、中学校では、第1学年から第3学年の国語科、数学科、理科、社会科、英語科の5教科について、どの学年でも取り組むことができるようになっています。

AI機能については、小学校の算数科及び中学校の全教科に搭載されています。このAI機能により、児童・生徒の解答プロセスに関わる様々な情報を収集、蓄積、解析して、一人ひとりの習熟度に応じた最適な問題が出題されるため、自分の学習状況に応じた基礎から応用まで様々な問題に取り組むことができます。

このデジタルドリルは、業務改善モデル校から順次導入する予定であり、5月下旬頃までには全校で使用できるように進めています。

2点目の掲載された新聞については、令和3年5月14日の新聞に、子どもからの投書として掲載されていた記事でして、内容は40分授業であるとじっくり教えてもらえないといったものであったと把握しています。

- 委員 デジタルドリルは、学校の授業で活用するのか、自宅での自学自習として活用するのか、それとも両方の場面での活用を想定しているのか教えてください。
- また、教育委員会として、教育指導課として、新聞に掲載されていた子どもからの投書について、確認はしていますか。
- 教育指導課長 デジタルドリルについては、日々の授業や家庭学習のほか、長期休業期間中においても児童・生徒が活用できると考えています。
- 新聞記事については、把握しています。
- 教育長 児童からの投書の件については、令和3年第2回区議会定例会の一般質問の再質問でも同様の質疑がありました。
- それに対しては、投書の内容については率直に受け止め、そのような意見を持つ児童に対しても納得してもらえるような授業づくりを行っていく旨の答弁を行いました。
- 教育長 私から1点お伝えしたいことがあります。
- 教員不足に関する質疑に対して、私から、令和5年度は、本年度のように年度当初から教員不足が発生する事態にはならないとの見通しと聞いているが、今後も教員不足の傾向が一定程度続くものと想定して有効な手段を継続的に検討していく旨を答弁しました。その後、東京都教育委員会より、この件について通知がありましたので、教育指導課長から報告をお願いします。
- 教育指導課長 新年度の教員の配置については、現在、転出入等で学級数が流動的な中で進めているところですが、東京都教育委員会の情報では、現時点において、小学校の新規採用候補者名簿及び期限付任用候補者名簿に提示できる名簿登載者がいない状況とのことです。都教委においても、引き続き、教員の確保に努めていくとのことです。都の通知では、今後、学級数が増え、新たに教員が必要になった場合は、各自治体で臨時的任用が可能な人材を探す、もしくは、指導方法工夫改善加配で配置されている教員を、学級担任に活用するなどの対応が示されています。
- 都教委において教員の欠員が4月時点で発生する見込みとなっており、今年度と同様に、年度の後半に向けて学校運営が苦しい状況になっていくのではないかと予想されるようです。
- 教育長 東京都としては当初、一定人数の教員を確保していましたが、2月以降に普通退職者と病気休職者が想定以上に増えたことで、現時点でこのような事態に陥ってしまったという通知があったと

ころです。

区としてできる対応は引き続き行っていますが、議会等でも非常に関心の高い内容ですので、教育委員会においても適宜情報提供を行っていきます。

- 教育長 その他ご質問等がありますか。
 特にないようですので、この報告を受けました。
 次に、日程第5を議題とします。

(日程第5 令和5年度学校経営方針のプレゼンテーションについて(案)
 (報告事項))

○教育政策課長 (資料により説明)

- 教育長 この件についてご質問等がありますか。
 特にないようですので、この報告を受けました。
 次に、日程第6を議題とします。

(日程第6 学校運営協議会等設置に向けた検討状況について(報告事項))

○教育政策課長 (資料により説明)

- 教育長 この件についてご質問等がありますか。
- 委員 学校運営協議会制度と、類似の制度である学校評議員という制度について相違点を教えてください。また、2つの制度を運営することで、教員や保護者等の負担が増えることはないのでしょうか。

○教育政策課長 学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されており、地域住民の声を学校運営に反映させる仕組みで、区では平成20年から23年までの4年間に鷹番小学校と田道小学校の2校をモデル校として実施しました。

一方、学校評議員制度についても、法律に基づき設置している制度で、区も以前から運用しており、地域の方や学識経験者など各学校4名から6名程度委嘱したうえで、校長の求めに応じて学校経営への意見をいただくというような仕組みです。

学校運営協議会の委員は、学校の経営方針の承認に加え、教員の人事に関して意見を述べるなどが役割であり、学校評議員とは制度的に違いがあります。現時点では、学校評議員制度を引き続き運用していますので、今後、学校運営協議会を設置する場合に

は、学校評議員制度との整理を行ったうえで、円滑な学校運営に向けた組織体制を構築したいと考えています。

○委員 教員や保護者の方等の負担が増えないよう、重複しないような運営をお願いします。

○教育政策課長 学校運営協議会設置に向けた検討の中で、本制度は教員の働き方改革にも資する取組とすることが求められており、協議会の設置により学校や教職員の負担が増えては本末転倒ですので、そのような認識のもと、地域の方の力をお借りしながら、地域とともに子どもたちを育てていくという仕組みを構築できるよう、教育委員会としても十分にに関わりながら取組を進めていきます。

○委員 学校運営協議会制度が始まってから17年程経過しましたが、目黒区で、試行実施にとどまり、設置をしていない要因について教えてください

○教育政策課長 平成20年から23年までの4年間のモデル校での実施を踏まえた平成24年度の検証では、学校運営の専門家ではない委員が、学校運営に関して知識と理解を有することが難しかったことと、教員の人事に関して意見を申し述べるのが困難であるとし、今後の方向性を引き続き検討するとなりました。

この間、教育委員会としても調査・研究を続けていた訳ですが、平成29年の法改正により協議会設置が努力義務になったことに加え、他自治体での導入状況や国の補助金との関係性なども踏まえ、区でも検討を再開したところです。設置に向けた課題であった教員の人事に関する意見の申出についても、法改正により申出の範囲を教育委員会規則で定めることが可能になりましたので、区の地域性や学校の状況に応じた制度を構築する検討を、次年度加速させたいと考えています。

○委員 学校長が学校運営について地域に理解していただくため、地域に対して説明を行った上で、学校運営について協議することで、学校を地域に開くという点に学校運営協議会の意味があると考えています。

従来の、地域に開かれた学校との違いは、学校運営協議会が、学校経営の基本方針について承認する権限を持つことにあると思います。

目黒区でも学校運営協議会を設置する方向で積極的な取組を進めて欲しいと考えています。

○教育政策課長 今回、学校運営協議会設置に向けてしっかり進めるという方

向性を示しました。学校運営協議会制度は、学校を地域に開き、委員である地域の方の意見をいただきながら、学校長が学校の経営についてしっかり説明した上で、学校が掲げる方針に基づいて、子どもたちを育てていくという考えを地域で理解しながら学校運営を進めていくことが目的ですので、地域学校協働活動との役割なども整理しながら、どのような仕組みが本区にふさわしいかなどを含め、学校運営協議会の設置に向けて鋭意検討していきます。

○委員 学校運営協議会は、学校運営に関して意見を述べるができるとのことですが、教育委員会とは、どのような役割の違いがあるのでしょうか。

○教育政策課長 学校運営協議会は、委員の意見を学校の経営に生かす仕組みであり、経営方針の承認や人事への意見の申出などが主な役割で、教育委員会は、学校の管理とともに協議会の取組を支援する立場です。それぞれの立場で学校を良くしていくために、その役割を果たしていくものと考えています。

○委員 私は学校運営協議会の委員の経験がありますが、協議会の中では、どうやって学校を盛り上げるか、地域が学校を支えるか、ということを実際に考え、学校が今まで行っていたことを、地域で支えようといった意見が多く出ていました。学校の負担軽減という点でも意味があるものと考えています。

○教育長 本区が学校運営協議会の設置に至っていないことについて、教育政策課長の答弁と重なる部分もあるかと思いますが、私からも説明します。

モデル校での実施当時、学校運営協議会の機能として、当該校の教職員の人事について、保護者や地域住民の方等で構成されている学校運営協議会が都教育委員会へ意見を申し出ることが出来ることに対する疑義が、本区だけでなく、各方面からありました。

それを踏まえ、文部科学省が法律を改正し、人事に関する意見申し出の内容の範囲については、各自治体で定めるという形に改められました。これを受け、区として、設置に向けた検討を行うこととし、資料のとおり、学校運営協議会設置検討会と作業部会を設けたところです。

先日、本検討会にCSマイスターの方をお呼びした際、文部科学省の担当の方もおり、検討会後の懇談の場で意見交換を行いました。

その際、コミュニティスクール設置数は、文部科学省調査にあ

るとおり、多くの学校で設置されているが、実際にうまく機能しているかは別の問題ではないかとの問い掛けをしたところ、明確な返答はありませんでした。

また、学校運営協議会の設置が学校の負担になってしまっている点にも十分に留意しながら、今後設置に向けた検討を進めていきたいと考えています。

もう少し早い時期から設置に向けた検討を行うことを考えていましたが、今般のコロナの状況を鑑み、本格的に検討を行うのがこの時期になったことをご理解を願います。

○教育長

その他ご質問等がありますか。

特にないようですのでこの報告を受けました。

次に、日程第7を議題とします。

(日程第7 目黒区立向原小学校等複合施設基本設計(素案)について(案)
(報告事項))

○学校施設計画課長 (資料により説明)

○教育長

この件についてご質問等がありますか。

特にないようですのでこの報告を受けました。

次に、日程第8を議題とします。

(日程第8 目黒区立小中学校におけるプール施設整備の考え方について
(案) (報告事項))

○学校施設計画課長 (資料により説明)

○教育長

この件についてご質問等がありますか。

特にないようですのでこの報告を受けました。

次に、日程第9を議題とします。

(日程第9 区立学校等の合理的配慮に関する法律相談の実施状況及び令和5年度実施予定について(報告事項))

○教育支援課長 (資料により説明)

○教育長

この件についてご質問等がありますか。

特にないようですのでこの報告を受けました。

次に、日程第10を議題とします。

(日程第10 油面小学校わかたけ学級及び大鳥中学校7組(肢体不自由特別支援学級)送迎バスへの安全対策の実施について(報告事項))

- 教育支援課長 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等がありますか。
- 委員 置き去り防止装置とはどういったものか教えてください。
- 教育支援課長 車内点検サポートシステム「かくにん君」という名称で、バスのキーをオフにした段階で、スピーカーから、安全点検してくださいという文言が流れ、バス車内の一番後ろに設置された停止ボタンを押さない限り、鳴り続けるものです。これにより、必ず運転手はキーを切った後に、車両の最後部まで確認を行う必要があることから、誰一人取り残さないという、適合確認リストに記載のある防止装置です。
- 教育長 この装置があることで、運転手は必ず最後部まで行くようにはなりますが、前に戻る時にも改めて確認を行うようにしなければなりません。日常的な確認の動きが大切ですので、改めて注意喚起をお願いします。
- 教育長 その他ご質問等がありますか。
特にないようですのでこの報告を受けました。
次に、日程第11を議題とします。

(日程第11 校内別室指導支援員配置モデル校事業の実施について(報告事項))

- 教育支援課長 (資料により説明)
- 教育長 第一中学校と目黒中央中学校は、東京都の補助制度の対象校とありますが、この2校以外で、要件は満たしているものの、対象外となった学校があれば教えてください。
- 教育支援課長 対象校に該当する学校は他にもあります。ただし、先ほど補助率は小学校が約3%と説明しましたが、小学校については、区内22校の3%で0.6校程度になりますので、小学校は、今回のモデル校事業の対象はありません。
中学校ですが、中学校も9校の29%ということで2.66校程度となり、約2校から3校となりますが、併せて、中学校長会からは事前に別室登校に対する支援員について要望がありました

ので、中学校を対象とすることとしました。また、不登校に対する加配教員の申請をしている中学校で、加配教員が付かなかった中学校が3校ありました。この3校に案内を行ったところ、2校から申請の申出があったので、今回、第一中学校と目黒中央中学校をモデル校として指定した次第です。

- 教育長 その他ご質問等がありますか。
 特ないようでしたのでこの報告を受けました。
 次に、日程第12を議題とします。

(日程第12 令和5年度めぐろ歴史資料館の企画展等について(報告事項))

- 生涯学習課長 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等がありますか。
 特ないようでしたのでこの報告を受けました。
 次に、日程第13を議題とします。

(日程第13 教育委員会名義の使用承認状況について(報告事項))

- 教育政策課長 (資料により説明)
○教育指導課長 (資料により説明)
○生涯学習課長 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等がありますか。
 特ないようでしたのでこの報告を受けました。
 議事の都合により暫時休憩とします。

(午前11時32分から午前11時33分まで 休憩)

- 教育長 休憩前に引き続き会議を開きます。
 5月2日に開会予定の定例会は休会とします。

資料配布

- ・令和5年5月行事予定表
- ・令和5年度教育行政運営方針
- ・令和5年度目黒区立学校・園の主な行事予定について
- ・令和5年度教育管理職の人事異動について
- ・めぐろ歴史資料館・文化財だより第18号

○教育長 その他にかありますか。
 特にないようですので、以上で本日の定例会を閉会します。

(午前11時35分閉会)